**政令第六十七号**

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に改め、同条第三項第二号中「六十五分の四」を「百三十分の九」に改め、同項第三号中「四十五分の二」を「二十分の一」に改め、同項第四号中「十五分の二」を「二十分の三」に改め、同条第七項中「令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に改め、同項第二号中「四十五分の二」を「二十分の一」に改め、同項第三号中「十五分の二」を「二十分の三」に改める。

**附　則**

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

文部科学大臣　阿部　俊子
内閣総理大臣　石破　茂

# 府　令

**○内閣府令第二十号**

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

## 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

**第一条**　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次 | 目次 |
| 第一編　［略］ | 第一編　［同上］ |
| 第二編　財務諸表 | 第二編　［同上］ |
| ［第一章・第二章　略］ | ［第一章・第二章　同上］ |
| 第三章　損益計算書 | 第三章　［同上］ |
| ［第一節～第六節　略］ | ［第一節～第六節　同上］ |
| 第七節　雑則（第九十六条―第九十八条の三） | 第七節　雑則（第九十六条―第九十八条の二） |
| ［第四章～第七章　略］ | ［第四章～第七章　同上］ |
| ［第三編～第六編　略］ | ［第三編～第六編　同上］ |
| 附則 | 附則 |
| （リースに関する注記） | （リース取引に関する注記） |
| **第八条の六**　リースについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。 | **第八条の六**　ファイナンス・リース取引（リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（次項において「解約不能のリース取引」という。）で、当該リース契約により使用する物件（以下「リース物件」という。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるもの |
| 一　財務諸表提出会社が借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する企業をいう。以下この項、第八条の三十第一項及び第二項並びに第十六条 | |